

6 施設・設備、図書館

[現状の説明] (評価の視点 6-1 から 6-10)

(教育の形態に即した施設・設備)

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模および教育形態に応じ、適切に整備されているか(「専門職」第 17 条)。

法科大学院の授業、教員の教育研究および学生の自習スペース等を同一建物内に一体的かつ有機的に整備するとの方針のもと、2005(平成17)年2月に新棟(24号館、法科大学院棟)を建設し、2005年度から利用を開始した。この建物は、面積約3,300㎡、地下1階、地上3階建てで、地下に図書室・書庫・e-Learning管理室などの資料・情報関係施設、1階に講義室(4室)・演習室(2室)・法廷教室・リーガルクリニック室・事務室兼講師控室などの授業関係施設、2階に学生自習室(4室、計168席)・リフレッシュスペースなどの学生関係施設、3階に教員研究室(15室)・会議室(2室)の教員関係施設のほか、演習室(2室)・パソコン演習室を配置している。

また、横浜弁護士会神奈川大学みなとみらい法律相談センターが行う法律相談事業用の施設として、横浜みなとみらい地区にあるKUポートスクエア内に法律相談室(共用施設)を置いている。

設置認可時に、本研究科の設置理念である「地域密着型法曹」養成のための研究・教育拠点として計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、本学法学研究所(法学部の全専任教員および本研究科の全専任教員によって構成される研究機関で、現在の所員は45名)の内部組織として開設され、17号館3階に各1室の専用スペースを確保している。両センターの運営に関しては、それぞれ、センター長(現在は研究所長が兼任)および本研究科教員を含む6名の運営委員(内1名を幹事とする)からなる運営委員会を置き、その事業活動の推進にあっている。本研究科と連携した両センターの事業として、リーガルクリニックにおける自治体関係および在日外国人の人権関係の法律相談に際し、適宜、事例検討会(本研究科の学生も参加できる)やスタッフセミナーを開催するほか、公開の講演会などを実施している。

*添付資料6：神奈川大学横浜キャンパス24号館各階平面図参照

(自習スペース)

6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。

学生自習室(4室、計168席)は、総席数が収容定員に対して若干の余裕をもって用意されており、現在の在籍学生数に対しては、1人当たり約4㎡の面積が確保されている。全員に1人ずつ机・椅子、鍵つきキャビネットなどが割り当てられ、各部屋の出入口は、暗証番号式のキーにより開閉ができる。利用時間は8:00~23:

00 となっており、土曜日、日曜・祝日、大学の休業期間中を問わず、夜間まで利用が可能である。

なお、2007(平成 19)年度から修了者を対象とする「法務研究科研修生」制度が発足したため、学生自習室の席数のうち収容定員を超える 18 席を研修生の共用スペースに充てるとともに、新たに研修生専用の鍵つきロッカー(18 名分)を 1 階に設置した。

(研究室の整備)

6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。

教員研究室は 15 室(1 室約 20 m²)あり、すべての専任教員に個別研究室が割り当てられている。1 室当たりの面積は、他の学部専任教員の研究室とほぼ同等であり、現状においては十分なスペースといえる。

(情報関連設備および人的体制)

6-4 学生の学習および教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーおよびそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。

学生の学習のための情報関連設備としては、パソコン演習室、情報機器(パソコン 13 台ほか)を設置した資料準備室、e-Learning 管理室が配置されており、講義室はすべて、e-Learning を使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができる仕様となっている。パソコン演習室にはパソコン 25 台が備えられ、授業時以外であれば、開室時間(休日を除き月曜～土曜日 8:40～23:00)の間は学生が自由に利用できる。このほか、法科大学院棟においては全棟内で無線 LAN の使用が可能である。また、e-Learning 管理室には、e-Learning コンテンツの作成や e-Learning を使用した授業のサポートのために担当者が 1 名置かれている。

教員による教育研究のための情報関連設備としては、全専任教員にパソコンが 1 台ずつ配分され、また、講師控室にも、非常勤講師等の利用に供するためパソコン、スキャナー各 1 台を設置している。

また、大学図書館が設けているサイトを利用し、インターネットを通じて、外部データベースとの接続をはじめ様々な情報やサービスを得ることができ、大学図書館によるデータベース講習も定期的に行われている。

さらに全学的な支援体制に関しては、情報化推進本部を所管として学内ネットワークシステム(MIYAMO-NET)が導入されており、学生や教職員であれば誰でも専用回線を通してインターネットに接続することができるようになっている。この MIYAMO-NET で利用できるサービスとして、研究室で使用するパソコンのセキュリティ対策等の情報提供、メディア教育支援室による講習会・教材作成支援等も実施さ

れている。

*添付資料 11-21：P Cの利用に関する定め →「2007 年度版M N S利用の手引き」(情報化推進本部)、「情報リテラシーテキスト—文献検索・情報検索の基礎」(神奈川大学図書館)参照。

(身体障がい者等への配慮)

6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。

法科大学院棟は、バリアフリー設計により、出入口の車椅子用スロープ、車椅子対応のエレベーター、身体障がい者用トイレなどの設備を備えている。

(施設・設備の維持・充実)

6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。

本研究科内に教育研究環境整備担当委員を置いており、学生・教員からの要望を適宜聴取しつつ、本学全体の施設・設備を所管する管財部施設課と連絡をとりながら、施設・設備の改善と将来へ向けての充実策に取り組んでいる。

専任教員に配分されたパソコンの更新については、予算の範囲内で、教員の希望に基づき随時行っている。また、e-Learning 関係の設備の追加・拡充については、学生・教員からの要望に応じて随時改善に取り組んでいるほか、さらに、本学全体のネットワークシステムを所管する情報化推進本部と連携しつつ、将来へ向けての抜本的な充実策を検討している。

(図書等の整備)

6-7 図書館には法科大学院の学生の学習および教員の教育研究のために必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。

本研究科で購入する図書等の年度予算として、設置年度から毎年、教育研究用図書費 3,780,000 円、司法試験関連図書費 500,000 円、雑誌費 2,000,000 円が計上されている。教育研究用図書については、分野ごとに予算を配分し、当該分野の担当教員が選書したうえで図書委員がそれらを取りまとめて購入しており、司法試験関連図書、雑誌については、図書委員が選書をして購入している。2007 年 5 月 1 日現在において、法務研究科図書室には、図書 7,520 冊、定期刊行物 96 誌、視聴覚資料 60 点、電子ジャーナル 5 種が配置されている。なお、同図書室には、閲覧席が 10 席、データベース検索用座席が 10 席(パソコン 10 台)備えられている。

また、大学図書館には、法律分野について図書 145,005 冊、定期刊行物 915 誌、視聴覚資料 6,650 点、電子ジャーナル 5 種が所蔵されており、インターネットを通

じて、大学ホームページ上の図書館サイトにアクセスすることによって、蔵書を検索することができる。さらに、法学部資料室には国内の定期刊行雑誌、大学院法学研究科資料室には記念論文集、法学研究所には国内外の図書・定期刊行雑誌や視聴覚資料がそれぞれ重点的に備えられており、本研究科の学生・教員も自由に利用することができる。

(開館時間)

6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されているか。

法務研究科図書室の開室時間は、月曜日から土曜日は 8:30~23:00、日曜・祝日は 8:30~21:30 となっており、大学図書館の休館日(大学の休業期間中の日曜・祝日、大学一斉休業日、入学式・卒業式当日)を除いて、基本的に学生の学習上および教員の教育研究上の利用に支障がないよう開室時間は確保されている。

大学図書館の開館時間は、月曜日から土曜日は 9:00~21:30 となっており、日曜・祝日および大学の休業期間中も、休館日を除いて 9:30~18:00 の間開館している。

(国内外の法科大学院等との相互利用)

6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行なっているか。

国内外の研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用は、大学図書館を通じて行っており、図書館内のレファレンスカウンターにおいて、他機関への文献複写依頼や現物貸借依頼を受け付けている(オンラインでの申込みもできる)。ただし、法科大学院間での図書等の学術情報・資料の相互利用については、現状では具体的な取組みには至っていない。また、他の法科大学院等との間での紀要等の交換についても、本研究科では独自に刊行物を発行していないため、他の法科大学院や弁護士会から送付された紀要・ニューズレターなどの受入れにとどまっている。

(特色ある取組み)

6-10 法科大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行なっているか。

第1に、本研究科教員が独自に開発した e-Learning システムに基づき、e-Learning を使用した双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供を行うため、e-Learning 仕様の講義室、パソコン演習室、情報機器を設置した資料準備室、図書室内のデータベース検索性座席などを配備し、また e-Learning 管理室にはコンテンツ作成・授業サポートの担当者を配置するなど、e-Learning システムの活用のため

に充実した設備を整えている。

第2に、理論と実務を架橋する法教育を実践的に推進するため、法実務の疑似体験などを通じた臨場感ある教育指導を行う施設として、法廷教室(模擬法廷)を設けたほか、リーガルクリニック室(相談室2室を含む)を配置している。

第3に、本研究科の修了者のうち、「法務研究科研修生」として登録した者に対して、現在は、学生自習室の席数のうち収容定員を超える18席を共用スペースに充て、また専用の鍵つきロッカー(18名分)を設置している。ただし、年々増加していく同研修生の人数に対して、学生自習室の収容能力では対応できず、継続的な勉学のためのスペースを確保することは困難な状況にあるため、将来的には、法科大学院棟以外の場所に施設・設備を確保できるよう検討していく予定である。

[点検・評価(長所と問題点)](評価の視点6-1から6-10)

教育形態に即した施設・設備に関しては、本研究科の規模および教育形態に応じて、必要な講義室、演習室その他の施設・設備が、適切に整備されているといえる。ただし、本研究科の特色の一つとして、設置理念である「地域密着型法曹」養成のための実践的な研究・教育拠点とすべく計画された「地方自治センター」と「国際人権センター」については、法科大学院棟から離れた17号館内に専用施設を確保するにとどまり、法科大学院の授業などとの有機的な連携にやや欠ける状態となっている。

自習スペースに関しては、学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間も十分に確保されているといえる。また、学生自習室の利用ルールに関しては、基本的に学生の自主性に任せられており、各室ごとに学生が利用に関する定めを作成している。この点についても、現在のところ特段の問題は生じていない。

国内外の法科大学院等との図書等の相互利用に関しては、本研究科として、現状では具体的な取組みには至っていない。本研究科では、独自に紀要などの刊行物を発行していないため、他の法科大学院や弁護士会から送付された紀要・ニューズレターなどの受入れにとどまっている。

[将来への取組み・まとめ](評価の視点6-1から6-10)

教育形態に即した施設・設備のうち、「地方自治センター」と「国際人権センター」に関しては、将来的には法科大学院棟内に移転させ、施設・設備の充実を図るとともに、それぞれの事業のいっそうの発展を目指すことが、本研究科の設置理念を実現していくために必要であり、できるだけ早急にそのための具体的な取組みを行いたいと考えている。

国内外の法科大学院等との図書等の相互利用のうち、本研究科としての取組みに

関しては、本研究科の紀要ないしニューズレターを刊行し、それらの刊行物を他の法科大学院や弁護士会などと交換することを通じて、学術情報・資料の相互利用のための条件整備に努めていきたい。